

所有権留保が集合動産譲渡担保に優先する旨の最高裁判決がなされました

～最高裁平成30年12月7日判決・金融法務事情2106号4頁～

佐藤 俊
Shun Sato
PROFILEはこちら



本ニュースレターの第2号(2018年8月号)の拙著にて、譲渡担保権設定後の集合動産に所有権留保目的物が混入した場合における譲渡担保権と所有権留保の優劣に関し、所有権留保が優先する旨判示した東京高裁平成29年3月9日判決(金融法務事情2091号71頁)をご紹介しました。

その後、平成30年12月7日に、この事件の上告審において、原判決の判断を是認する最高裁判決(以下「本最高裁判決」といいます。)がなされましたので、ここで改めてご紹介させていただきます。本最高裁判決は、原判決と同様に、「本件動産の所有権は、本件条項の定めどおり、その売買代金が完済されるまでYからAに移転しない」と判示しており、YがAに包括的に本件動産の転売を承諾していたことをもってしても、その理は変わらないとの判断を示しました。

本最高裁判決により、所有権留保と動産譲渡担保が競合する場面における両者の優劣には、一応の決着がついたといえます。今後は、かかる規律を念頭に置きつつ、貸金債権者、納入業者双方、本ニュースレターの第2号の拙著に記載したような実務上の留意点を踏まえた対応をすべきであるといえるでしょう。

なお、本最高裁判決には、所有権留保が法的倒産手続の局面でどう扱われるかに関する言及はありませんでしたので、法的倒産手続の局面においてはなお、所有権留保を別除権とする最高裁判決(平成22年6月4日・民集64巻4号1107頁)の規律が活きるものと思われます。従って、債務者が法的倒産手続に入ると入らないのとで、債権者それぞれの立ち位置が変わる可能性があり、どの手法によれば回収が極大化されるのか、本最高裁判決を踏まえた上で検討することが必要になってくるものと思われます。

